

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日が休日には、とどめの翌日)

## 鳥取県規則第七号

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県歯科技工士試験審議会規則

#### (目的)

第一条 この規則は、歯科技工法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)

第九条第二項の規定に基づき、鳥取県歯科技工士試験審議会(以下「審議会」という。)の構成、委員の任期その他審議会に關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (構成)

第二条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

#### 一 学識経験のある者

#### 二 県の職員

#### (任期)

第三条 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## 規則

- ◆規則
  - 鳥取県歯科技工士試験審議会規則
  - 鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則
  - 鳥取県立農業經營大学校管理規則の一部を改正する規則
  - 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◆人委規則
  - 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
  - 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(会議)  
第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則(昭和三十六年十一月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県職員の共済制度に関する条例(昭和三十六年

十月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。)第七条の規定に基づき、同条例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条第二項を削る。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条どし、第六条を第四条とする。

第七条中「第三項」を「第一項」に改め、同条を第五条どし、第八条を第六条とする。

様式第二号中第二号の二の備考を次のように改める。

備考 鳥取県職員については、互助会指導業務に從事する職員の数を記載すること。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条中「福祉事務所長を経由して寮長に」を「知事に」に改める。

第五条、第六条及び第十二条から第十七条まで中「寮長」を「知事」に改める。

第二十条中「知事の承認を得て寮長が」を「別に」に改め、同条を第十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第二十条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定により寮長の委任決裁事項として定められた事項は、条例第三条の規定による長者寮の利用の許可に関する事務である。

2 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により寮長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第十二条の規定による使用料の徴収猶予の決定

二 第十三条の規定による承認を必要とする行為の承認

三 第十五条の規定による入寮者に対する措置の命令又は必要な指示

四 第十六条の規定による退寮の命令及び入寮の取消し

を「職氏名」に改める。

様式第七号から様式第十号まで中「鳥取県立岩井長者寮長」や「職氏名」に改める。  
様式第十一号から第十四号まで中「鳥取県立岩井長者寮長」や「職氏名」に改める。  
様式第十四号から様式第十八号まで中「鳥取県立岩井長者寮長」を「職氏名」に改める。

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。  
(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十七号)

金額
一人月額 八、三四〇円
一人月額 九、八四〇円
一人月額 一一、三四〇円
一人月額 一二、三四〇円
一人月額 一〇、八四〇円
一人月額 一〇、三四〇円
一人月額 九、六五〇円
一人月額 一一、一五〇円

を

10 円 収入印紙	を 紙	に 「鳥取県立岩井長者寮長」
10 円 収入印紙	を 紙	に 「鳥取県立岩井長者寮長」
10 円 収入印紙	を 紙	に 「鳥取県立岩井長者寮長」
10 円 収入印紙	を 紙	に 「鳥取県立岩井長者寮長」
10 円 収入印紙	を 紙	に 「鳥取県立岩井長者寮長」

別表の表中

の一部を次のように改正する。

別表第二厚生援護課の項課長専決事項の欄第四十八号を次のように改める。

四十八 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

の

(一) 第十条に規定する使用料の減免の通知又は減免の不承認の通知  
(二) 第二十一条の規定による管理に關し必要な事項の決定  
(三) 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二岩井長者寮の項第一号を次のように改める。

一 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）第三条の規定による岩井長者寮の利用

の許可

別表第二岩井長者寮の項第二号(二)を次のように改める。

(三) 第十五条の規定による入寮者に対する措置の命令又は必要な指

示

別表第二岩井長者寮長の項第二号(四)として次のように加える。

(四) 第十六条の規定による退寮の命令及び入寮の取消し

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県規則第十号

鳥取県知事 石破 二朗

掲げるとおりである。

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等看護学院管理規則（昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条 削除

第五条第一項第五号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項に規定する休業日のほか、必要がある場合には、臨時に休業日を定めることができる。

第六条を次のように改める。

(非常災害等の場合の休業)

第六条 非常災害その他急迫の事情があるときは、知事は、臨時に休業することができる。

第七条中「学院長」を「知事」に改め、「あらかじめ、知事の承認を受けて」を削る。

第十条及び第十二条から第二十条まで中「学院長」を「知事」に改める。

第二十一条第一項中「学院長」を「知事」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条中「三千円」を「五千円」に改める。

第二十四条中「学院長」を「知事」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第二十五条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定により学院長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に

- 一 第五条第二項の規定による休業日の決定
- 二 第六条の規定による非常災害等の場合の休業の決定
- 三 第七条の規定による休業日に授業する旨の決定
- 四 第十四条の規定による成績の評価
- 五 第十五条の規定による進級又は卒業の決定
- 六 第十七条の規定による休学の許可
- 七 第十八条の規定による復学の許可
- 八 第十九条の規定による退学の許可
- 九 第二十条の規定によるほう賞の実施
- 十 第二十二条の規定による学生に対する訓告、停学又は退学の命令
- 十一 第二十四条の規定による通学の許可
- 用  
め」に改める。
- (施行期日)
- 1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- (鳥取県機関等事務決裁規則の一部改正)
- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。
- 別表第二保健所長の項の次に次のように加える。

(二) 第六条の規定による非常災害等の場合の休業の決定

(三) 第七条の規定による休業日に授業する旨の決定

(四) 第十四条の規定による成績の評価

(五) 第十五条の規定による進級又は卒業の決定

(六) 第十七条の規定による休学の許可

(七) 第十八条の規定による復学の許可

(八) 第十九条の規定による退学の許可

(九) 第二十二条の規定によるほう賞の実施

(十) 第二十四条の規定による学生に対する訓告、停学又は退学の命令

(十一) 第二十四条の規定による通学の許可

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

規則第五十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち

第五条第三号中「百万円以内」を「百五十万円以内」に改める。

高等看護  
学院長

鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取  
県規則第五十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち  
次に掲げるもの

(一) 第五条第二項の規定による休業日の決定

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取  
県規則第五十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち  
規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「百万円以内」を「百五十万円以内」に改める。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第十二号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書を削る。

第五条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する休業日のほか、必要がある場合には、臨時に休業日を定めることができる。

第八条、第九条、第十条、第十二条、第十三条及び第十六条中「所長」を「知事」に改める。

第十八条を次のように改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第十八条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定により職業訓練所長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

- 一 第八条の規定による募集及び選考
- 二 第九条に規定する入所の決定
- 三 第十一条の規定による修了証書の授与
- 四 第十六条の規定による退所の命令

第一号様式中「鳥取県 職業訓練所長職」を「職 氏 名職」に改める。

第二号様式中「鳥取県 職業訓練所長氏 名」を「職 氏 名」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第六号(二)を次のように改める。

(一) 第十五条の規定による表彰の実施

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二労政事務所長の項の次に次のように加える。

(職 業 訓 練 所 長 訓 練 所 長 )	鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第八条の規定による募集及び選考	
(二) 第九条に規定する入所の決定	

## 四 第十六条の規定による退所の命令

鳥取県立農業經營大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県立農業經營大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業經營大学校管理規則（昭和四十二年九月鳥取県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 削除

（収容定員）

第三条 大学校の収容定員は、百人とする。

第五条第二項中「校長」を「知事」に改め、「あらかじめ知事の承認を受けて」を削る。

第六条を次のように改める。

（非常災害等の場合の休業）

第六条 非常災害その他急迫の事情があるときは、知事は、臨時に休業することができる。

第七条中「校長」を「知事」に改め、「あらかじめ、知事の承認を受

けて」を削る。

第八条中「別表のとおりとする。」を「知事が別に定める。」に改める。

第九条を次のように改める。

（入学資格）

第九条 大学校に入学することのできる者は、農村の青年であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に該当する者又は知事が適当と認めた者とする。

第十条、第十二条及び第十三条中「校長」を「知事」に改める。

第十七条中「本科」及び「及び実科に在学する講習生」を削り、「校長」を「知事」に改める。

第十八条中「校長」を「知事」に改める。

第十九条中「校長に提出しなければならない。」を「知事に提出し、その許可を受けなければならぬ。」に改める。

第二十条から第二十三条まで中「校長」を「知事」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条を次のように改める。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項）

第二十五条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定により校長の委任決裁事項として定められた事項は、条例第三条の規定による農業經營大学校の利用の許可に関する事務である。

2 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により校長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第五条第二項の規定による休業日の決定又は変更

二 第六条の規定による臨時の休業の決定

三 第七条の規定による休業日に授業するかの決定

四 第九条の規定による入学資格の認定

五 第十七条の規定による通学の許可

六 第十八条の規定による休学又は退学の許可

七 第十九条の規定による復学の許可

八 第二十条の規定によるさう賞の実施

九 第二十二条の規定による講習生に対する指示、訓告又は停学の命令

十 第二十三条の規定による退学の命令

十一 第二十三条の規定による進級又は卒業の決定

第16条を削る。

別表を削る。

様式第一印中「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」を改め、「本科・実科」を記す。

様式第三印中「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」を改める。

様式第五印中「入学許可通知書」や「 年度入学許可通知書」と、

「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」と「 年度本校( 氏 )」

本科・実科 課程」や「本校」と改める。

様式第六印中「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」に改める。

様式第七印中「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」に改める。

様式第九印中「本科生」や「講習生」と「鳥取県立農業経営大学校長」

(第三種郵便物認可)

昭和44年3月31日 月曜日 鳥取県公報

00075

を「職 氏 名」に改める。

様式第十号から様式第十一印中「鳥取県知事」や「職 氏 名」を改める。

様式第十三印及び様式第十四印中「鳥取県立農業経営大学校長」や「職 氏 名」を改める。

様式第十五印を次のよう改める。

第一 印  
卒業証書  
氏名

年 月 日 生

右の者は鳥取県立農業経営大学校の課程を修めた  
ことを証する。

この印

様式第15号  
附則  
年 月 日  
職 氏 名 国

様式第15号

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。  
(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二農業経営大学校長の項を次のように改める。

農業經營  
大學校長

一 烏取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）第三条の規定による農業經營大学校の利用の許可

二 烏取県立農業經營大学校管理規則（昭和四十二年九月鳥取県規則第四十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条第二項の規定による休業日の決定又は変更
- (二) 第六条の規定による臨時の休業の決定
- (三) 第七条の規定による休業日に授業する旨の決定
- (四) 第九条の規定による入学資格の認定
- (五) 第十七条の規定による通学の許可
- (六) 第十八条の規定による休学又は退学の許可
- (七) 第十九条の規定による復学の許可
- (八) 第二十条の規定によるほう賞の実施
- (九) 第二十二条の規定による講習生に対する指示、訓告又は停学の命令
- (十) 第二十三条の規定による退学の命令
- (十一) 第二十三条の規定による進級又は卒業の決定

昭和四十四年三月三十一日  
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏  
鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

委員会規則第五号の一部を次のように改定する。  
第八条中「面接指導手当及び」及び「面接指導又は」を削り、「行つた」を「行なつた」に、「当該学校」を「当該学校」に改める。

第九条の十四を次のように改める。

(有毒な農薬の指定)

第九条の十四 条例第三十条第一項の人事委員会が定める有毒な農薬は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物を含有する農薬であつて、著しく有毒であると人事委員会が認めるものとする。

第九条の二十一を第九条の二十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(家畜検定業務従事職員の手当)

第九条の二十三 家畜検定業務従事職員の手当の額は、条例第四十二条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、同条

第二項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。

第九条の二十の次に次の一条を加える。

(家畜保健衛生業務従事職員の手当)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則

校実習指導業務従事職員」とあるのは「家畜保健衛生業務従事職員」と読み替えるものとする。

第十条中「様式第二十九」を「様式第三十一」に改める。  
様式第七から様式第九までを次のように改める。

## 様式第7

(月分) 船舶乗組職員特殊勤務実績簿				所属 箇所	職 名	氏 名	
日	曜	所属長印	乗組船舶名	航海勤務場所	従事者印	備	考
1							
2							
30							
31							
計	条例第15条第3項		日	1日につき 80円	円	支給額 円	
	条例第15条第5項		日		円		

様式第8 削除

様式第9

(月分)		所属 学校名		職 名	氏 名	
日	曜	学校長印	兼務時間	従事者印	備	考
1						
2						
30						
31						
計	条例第16条第3項	時間	1時間につき 220円	支給額	円	

## 備考

「使用した農薬」の項は、使用した農薬の名称及び使用した農薬に含有される毒物の名称を記入すること。

のように改める。

様式第二十二中

使用した農薬に  
含有される毒物

を

使用した農薬

に改め、同様式の備考を次

様式第二十九の次に次の二様式を加える。

## 様式第30

(月分)				所属 箇所	職 名	氏 名
日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間	従事者印	備考
1				から まで		
2						
30						
31						
計	条例第40条第2項	回	1回につき 80円	支給額	円	

## 様式第31

(月分)				所属 箇所	職 名	氏 名
日	曜	所属長印	直接監督者印	従事した時間	従事者印	備考
1				から まで		
2						
30						
31						
計	条例第42条第2項	日	1日につき 80円	円	支給額	円
	規則第9条の23	日	1日につき80円の $\frac{60}{100}$	円		

## 附則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の身体障害者更生指導所の項中「及び機能回復訓練員」を「機能回復訓練員及び保健婦」に改め、同表中

母 来 審	看護婦のうち収容者と起居を共にする職員
岩井長者寮	一

に

看護婦のうち収容者と起居を共にする職員	二
その他の職員	一

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
則第三号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第二項中「、同条例第十六条第一項第二号に規定する面接指導手当」を削る。

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

改め、同表の喜多原学園、皆成学園及び積善学園の項中「園長」を「その他」の職員」に改め、同表中

整 肢 学 園	児童指導員、保母、レントゲン技師、レントゲン士、理療師、理療士、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦	二
その他の職員	一	を

に

## 附則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「、同条例第十六条第一項第二号に規定する面接指導手当」を削る。

## 附則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。